

旭川市見守り配食サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第3項の規定に基づき、配食サービスを行うとともに高齢者の状況を把握することにより、高齢者の健康を保持し、及び自立生活を助長し、もって高齢者福祉の向上を図るために本市が行う見守り配食サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、旭川市（以下「市」という。）とする。

2 市長は、事業の実施の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に住所を有する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）で、老衰、心身の障害、疾病その他の理由により、栄養改善が必要な者のうち、心身の状況を定期的に把握する必要がある者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高齢者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 高齢者及び65歳未満の者で構成される世帯に属する者のうち、高齢者以外の世帯員の就労、障害、疾病その他の理由により、高齢者の栄養改善及び心身の状況の定期的な把握がなされない者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(実施の内容)

第4条 この事業は、週6回を限度として、第8条第2項に規定する利用者の自宅に夕食を配達するとともに、利用者の心身の状況の把握を行うものとする。

2 配食サービスは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月30日及び31日並びに1月2日から4日までを除き、月曜日から土曜日までの6日間において行うものとする。

(利用申請)

第5条 見守り配食サービスを受けようとする者は、旭川市見守り配食サービス利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、申請者を担当するケアマネジャー、社会福祉士、保健師等（以下「担当ケアマネジャー等」という。）を通じて行うものとする。ただし、担当ケアマネジャー等がいない場合にあっては、地域包括支援センターを通じて行うものとする。

(事前アセスメント)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、申請者に対し、見守り配食サービスの要否を判定するための事前アセスメントを実施するものとする。

2 前項の規定による事前アセスメントは、担当ケアマネジャー等がいる場合にあっては当該担当ケアマネジャー等が行うものとし、担当ケアマネジャー等がいない場合にあっては地域包括支援センターが行うものとする。

(配食会議等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による事前アセスメントの結果を踏まえ作成した旭川市見守り配食サービス提供アセスメントシート(様式第2号)、利用者基本情報その他の書類の内容を検討し、申請者の心身の状況、その置かれている環境等の情報を収集し、及び分析した上で見守り配食サービスの要否を判定するものとする。

2 前項の規定による第3条第2号又は第3号に掲げる者に係る判定は、配食サービス認定会議(以下「配食会議」という。)において行うものとする。

3 配食会議は、市及び第2条第2項の規定に基づき事業の委託を受けた者並びに担当ケアマネジャー等又は地域包括支援センター(担当ケアマネジャー等がない場合に限る。)により構成するものとする。

(利用決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による判定の結果について、申請者に対し、旭川市見守り配食サービス利用(決定・非該当)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により見守り配食サービスの利用を決定した者(以下「利用者」という。)を旭川市見守り配食サービス利用登録簿(様式第4号)に登録するものとする。

(事後アセスメント)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事後アセスメントを実施するものとする。

(1) ケアプラン評価のとき(利用者が、指定居宅介護支援、指定介護予防支援又は第1号介護予防支援事業(以下「指定居宅介護支援等」という。)を利用している場合に限る。)

(2) 第7条第1項の規定による判定を行った日からおおむね6月を経過したとき(利用者が、指定居宅介護支援等を利用している場合を除く。)

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の事後アセスメントについて準用する。この場合において、同項中「事前アセスメント」とあるのは「事後アセスメント」と読み替えるものとする。

(利用料の負担)

第10条 利用者は、見守り配食サービスの利用回数分の配食に係る費用の一部を負担するものとする。

(利用の停止及び変更)

第11条 利用者は、見守り配食サービスの利用を停止し、又はその内容を変更しようとするときは、原則として利用を停止し、又はその内容を変更しようとする日の3日前までに、市長に対し、その旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る見守り配食サービスの停止又は内容の変更を行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対する見守り配食サービスを停止することができる。この場合において、市長は、旭川市見守り配食サービス(停止・廃止)通知書(様式第5号。以下「停止・廃止通知書」という。)を利用者に交付するものとする。

4 第5条第2項の規定は、第1項の申出について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第1項」と、「申請書の提出」とあるのは「申出」と、「申請者」とあるのは「利用者」と読み

替えるものとする。

(利用の廃止)

第12条 利用者は、見守り配食サービスの利用を廃止しようとするときは、原則として利用を廃止しようとする日の3日前までに旭川市見守り配食サービス利用廃止届出書(様式第6号。以下「届出書」という。)を市長に対し、提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用者に係る見守り配食サービスを廃止するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、利用者に対する見守り配食サービスを廃止することができる。この場合において、市長は、停止・廃止通知書を利用者に交付するものとする。

4 第5条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第1項」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 旭川市配食サービス事業実施要綱(平成16年3月23日付け旭介高第51号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。